

第3回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議 概要

日時：H23.11.7(月)10:49—11:59

場所：議事堂3F301 委員会室

出席者：会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員（9名）

資料：第3回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議事項書

資料1 通年議会の課題等に関する検討資料

資料2 通年議会の想定パターン

資料3 通年議会のメリット・デメリット

<検討会議事録 概要版>

委員：ただいまから、第3回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議を開催する。前回のプロジェクト会議では、議会改革諮問会議の最終答申で出された検討課題や、先行して通年議会を導入している自治体議会の事例、地方自治法改正案に示された通年議会の仕組みについて調査した。今回は、通年議会の先行自治体議会である四日市市議会の事務局職員を招いて、その取組について聞き取り調査を行うこととしていたが、先方と日程が合わないことから、再度検討させていただく。

そこで本日は、本県に通年議会を導入した場合について、現行の年2回制との比較検討を行うことなどにより、その課題等を探っていきたいと考えている。

本県議会では、会期の見直しについて、既に2回の検討を行い、定例会年2回制の実績を積み重ねてきたので、その成果を踏まえ協議いただきたい。

具体的には、本日の資料配付となり申し訳ないと思っているが、本日配った資料にもあるように、平成19年及び平成22年に会期等の見直しを行った際の体系にそって再度検討を行い、通年議会の課題等をその体系にそって抽出を行った。今回は通年議会のシナリオ案を提示する予定であったが、前回いろいろ意見をいただいたので、過去の検討結果を踏まえ通年議会の課題を確認することが先決と考えたので、今回の資料を事務局に作成させた。この資料にそって、通年議会課題等の抽出を本日は振り返るといふ所からはじめさせてもらう。

資料1は平成19年と平成22年の検討結果であり、平成19年は内部だけの検討検証結果であったが、平成22年は諮問会議という外部から答申をもらったので、その答申も並べて記載してある。そして、このプロジェクト会議で何を議論していくべきかということを示唆させてもらっている。その中の一部として、資料2の通年議会の想定パターンがあり、資料3の通年議会のメリット・デメリットも関わるので資料として付けた。主に資料1でこの間の課題を整理したのでこれを確認しながら次に進めさせてもらう。

委員：それで構わないが、時間的な制約があることを承知してもらいたい。資料1はこれまでと同じ部分もあるので、重点的な部分についてのみ説明してもらい、最後に委員間討議の時間も必要なので、そういうことも踏まえて進めてもらいたい。

委員：この意見についてどうか。

（「異議なし」の声あり）

委員：では、そのようにさせてもらう。重点的な所や検討願いたい箇所はゴシックで書いてあるので、その点が中心になる。では、事務局から説明願う。

事務局：まず資料1から説明する。まずこの1枚目の表裏が資料の体系になっている。第1の定例会の招集回数及び会期、第2の本会議の運営方法等、第3の委員会の運営方法等と順に第8までであるが、このうち第1から第7までは、既に平成19年と平成22年の2回検討した際と同じ体系になっている。今回もその体系にそって検討を加えている。

第7の後に第8の議会改革諮問会議最終答申の提言事項という項目がある。この項目については、過去2回の検討の際に出ておらず、最終答申で初めて出たものをまとめたものである。

資料1ページから順に説明する。まず、この資料の作り方であるが、直ぐ下に【H19 検討結果報告】とあるが、これが平成19年の検討結果を取りまとめたものである。その後、平成22年に2回目の検討が行われ、その際の課題・問題点が【H22 当時の課題・問題点】としてその下に記載され、これに対応する形で、【H22 検証検討結果報告】というのが点線囲みである。この結果報告に③④とあるが、これはその上の【H22 当時の課題・問題点】の①から④の③と④に対応する形で報告が出されているので、【H22 当時の課題・問題点】といっしょに【H22 検証検討結果報告】を記載している。

まず、第1の定例会の招集回数及び会期であるが、【H22年 検証検討結果報告】の、③として議員の任期が満了する平成23年においては、定例会の招集回数を年3回にするとされ、④として、議員改選後に地方自治法の抜本改正があった場合は改正法にあわせて定例会の招集回数、会期を含めた議事運営方法全般について、抜本的な見直しを行うとされた。

その直ぐ下に、この2回の検討結果を踏まえて現在の運用状況がどうなっているかを記載している。平成20年から平成23年までの期間と日数であるとか、定例会・臨時会の会期設定状況として平成19年、22年、23年の年4回制のとき、平成22年の定例会年2回制のとき、今年はイレギュラーで定例会年3回のときと、それぞれのイメージがわかりやすいように、グラフで示している。

その下が、定例会・臨時会の会期日数を取りまとめたもので、3ページは、定例会・臨時会の会期日数の内訳として本会議と休会日で、例えば議案質疑、

代表質問、一般質問に何日間が取られていたかというような資料である。

これが、平成 19 年からの経緯であるが、さらにその直ぐ下に、【H23 議会改革諮問会議 最終答申】の該当部分を抜粋して掲示した。この定例会の招集回数及び会期の関係部分では、4 として会期のさらなる見直しという所に、(2) 通年議会を前提とした議会の年間スケジュールの検討という項目がある。この中で触れられているのが、必ずしも会期制の変更が会議日数の増加に直接結びついたとは言えないと考えられるので、今後は会期の有無に関係なく、年間を通じて議会活動をどうしていくかという視点から、通年議会を前提にした議会スケジュールの検討を提案するということが最終答申で言われている。前回は説明したが、通年議会を採用する際の検討課題としては、①会議のあり方であるとか、②専決処分について、③一事不再議についてといったようなことが、最終答申の中では課題として取りあげられている。

以上が、平成 19 年、平成 22 年及び平成 23 年の流れを踏まえて、この項目で今後の課題等としてどのようなものがあるかをまとめたものが、4 ページの真ん中から下あたりにある、【通年議会の課題等】である。①から④までであるが、まず①会期設定をどうするか。先行自治体議会パターンか、自治法改正案パターンかというふうに書いてあるが、これをもう少しかみ砕いて説明したものが、通年議会の想定パターンの資料 2 である。

前回説明した、既に先行して通年議会を導入されている市町村議会のパターンとまだ法案としては国会に上がっていないが、地方制度調査会であるとか行財政検討会議の中で総務省が改正案としてあげている、地方自治法の通年制についての制度を、地方自治法の改正案パターンとして簡単にまとめたものである。

1 の先行自治体議会パターンの制度概要であるが、1 月から 12 月までを会期として、1 月に本会議を招集し、従来の定例会年 4 回制時の本会議開催時期である 3 月、6 月、9 月及び 12 月を定例会月として本会議を再開して、議案審議、一般質問等を行い、それ以外は休会として、常任委員会の所管事項調査を中心に活動するというパターンである。このパターンのメリットであるが、定例会年 4 回制時の議事日程をベースとしているので、議案審議や一般質問等に係る議事運営の大幅な変更は必要ないということである。その反面、デメリットとして従来の制度がベースとなるため、議事運営の大幅な変更につながりにくいのではないかということがある。

2 番として、自治法の改正案パターンであるが、これはまだ案の段階であるが、制度概要としては、1 月中の特定の日から翌年の当該日の前日までを会期とし、毎月 1 日以上本会議を開く日として定例会日を設定して、1 年間議会を行うものである。しかしながらこれをすると議長の権限が強くなるので、いつ本

会議が開かれるのか予測しにくいということもあるため、この案の中では、知事は、議案等を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができ、議長は、請求があった日から7日以内に会議を開かなければならないということも決められている。このパターンのメリットとしては、毎月の定例日以外は議事日程を自由に組み立てることができるので、夜間開催であるとか休日開催といった柔軟な議事運営が容易になるのではないかとされている。一方デメリットとして、年4回制時と大きく異なるため、議案審議や一般質問等に係る議事運営の大幅な変更が必要となることである。

本県で想定するパターン（案）を3番にあげている。地方自治法が先程の自治法改正案パターンで改正された場合であっても、両パターンとも選択可能ではあるが、次の理由により会期設定は先行自治体議会パターンとしてはどうかということで、いくつか理由をあげている。一つ目が現行の定例会年2回制では、年4回制時をベースにして議案審議、一般質問等の議事日程が組み立てられているので、先行自治体議会パターンと類似している。自治法改正案パターンを採用した場合、定例日における議案審議の方法、一般質問の実施方法等についてゼロベースで見直す必要が出てくるのではないかとすることがある。また、会期見直しにあたっての基本的な考え方である、議会の機能を強化するものとなること、県民サービスの向上につながること、経費の大きな増加とならないことといった観点からも、現行制度をベースにしたほうがベターではないかと考えた。最終答申においても、モデル提案で年4回の議案審査及び質問の機会を設定して提案がされていることもあるので、ここでは案として、先行自治体議会パターンを基本とすることとした。

資料1の4ページに戻り、②として会期の始期及び終期をいつにするかという課題がある。先行している事例としては、1月から12月まで、4月から3月まで、3月から2月まで、5月から4月までといったパターンがあるので、暦年でいくのか、年度でいくのか、改選時期に合わせるのかといった色々なパターンがあるので選択が必要になる。

③は通年議会を採用する場合の検討課題をどう解決するかということであるが、これは最終答申の中であげられていた、①会期のあり方について、②専決処分について、③一事不再議についての3つの検討課題についてのことである。会期のあり方の中では、通年議会となると議長の権限が非常に強くなるので、開議閉議に係るルールの設定が必要になるのではないかとということで、知事からの開議請求といったものが必要になるかということである。二つ目の専決処分取扱方法であるが、最終答申の中の、長が議長に開議の請求をした場合に、議会が一定期間内に会議を開かない場合、あるいは何らかの事情により開くことができない場合には、専決処分をすることができる手続きについても条

例等により定めておく必要があるとの指摘であるが、定例会年2回制の導入以後、平成20年から平成22年、これは年2回制が実施された期間であるが、この間は0件であった。ただし年3回とした平成23年においては、年度初めの4月に4件の専決処分が行われている。

もう一つの一事不再議であるが、一事不再議の原則を適用しない場合が必要になるのではないかということで、事情変更があれば一事不再議が適用されないことになっているので、それをどのような場合に認めるのか、その場合に会議規則の変更が必要になるのか否かということで、参考として会議規則を記載しており、この取り扱いをどうするかということである。

④として現行制度と通年議会の比較検討ということで、メリット・デメリットは何かという課題がある。これについては資料3を用意した。通年議会を導入した場合、次のようなメリット・デメリットが考えられるとしてをあげている。

ここに書いてある事項は、通年議会を導入した際にはじめてメリット・デメリットとなるものではなく、定例会年4回制から年2回制にしたときも同じような項目がメリット・デメリットとしてあげられている。これが通年議会となると更に強化されるといったイメージで捉えてもらえればと思っている。この中で、特記すべき事項としては、メリットの(1)の③として、閉会中の期間が極めて短くなるため、知事の専決処分がほぼなくなり、議会で審議することが可能ということで、定例会年2回制の場合は専決処分がある可能性があったが、実際は臨時会を開いていたので専決処分はなかった。それが通年議会となるとほぼ専決処分がなくなることになる。(2)の審議時間を十分に確保することができることから③に公聴会制度のことがある。この中の特に以下になるが、現行の6月会議及び11月会議では閉会日までの期間が短く、議案審査に関して会期中に公聴会を開催することが困難となっているが、それが可能となるとある。どういうことかということ、公聴会の開催については、議案上程から閉会までの1ヶ月弱という期間に、公聴会開催の告示をし、その後ある程度の期間を設けて公述人を公募する必要があるため、最低でも3週間くらいの期間が必要になる。さらに開催した後に、その内容についても検討しなくてはならないので、それなりの時間がかかるため、6月会議と11月会議では、会期中に公聴会にかけた議案について採決することが物理的に難しいという状況がある。これが通年議会になれば、会期中に採決することができるのではないかということである。他の議案と採決のタイミングがずれることになるかもしれないが、会期中に審議が可能になると考えている。その他メリット・デメリットをあげているが、通年議会ではじめて出てくるメリット・デメリットではなく、定例会年2回制でも同じようなメリット・デメリットがあがっている。資料3は以

上である。定例会の招集回数と会期の所は以上のような課題があるのではないかと考えている。

続いて5ページの、第2本会議の運営方法等であるが、この中では平成19年と平成22年の検討結果があげられているが、この中で特に平成22年の③に議員が会期中の数日間議会に出席できない場合にはあらかじめ議長の許可を得る「請暇」の制度を設けるとされている。これについては、現行の運用状況として、請暇制度については以下の理由に至っていないという状況である。どういう理由かという、現行の会議規則では、「公務、疾病、出産その他事故のため出席できないとき」には、欠席届の提出を要するものとしているが、政務調査等で長期に欠席する場合を含め、欠席届の提出で対応可能であるため、新たに請暇制度を設けること意義が乏しいことと、この請暇制度というのは国会を真似た制度であるが、国会においても請暇書の提出を要するのは海外渡航の場合という運用であり、その他の場合は欠席で対応しているということなので、三重県議会ですぐに請暇の制度を導入することは必要性が少ないということで導入に至っていない状況である。

この招集日等の日程調整の中で通年議会の課題等として、開会時点で、向こう1年間の年間議事予定を確定させる必要があるということであるが、これは、開会の時に会期を決めてもらうが、定例会年2回制の現在においても、議会運営委員会で向こう1年間の年間議事予定を確定させているので、そういう面では今と変更はない。そういう意味で、後ろに【確認事項】とつけている。

続いて6ページ、7ページの議案、請願等の審査の方法であるが、これについては平成22年に随時提出予定議案の審議方法について審議いただいた。その中で、最短3日間の標準的な審議方法というのを定めて、日程上可能な限り申し合せにしたがった方法により審議いただいている。③にあるように1日間で審議いただく場合もあるが、可能な限り3日前までに議員に配付し、議案等の概要についての事前説明を受ける機会を設けるということをしている。

この関係で7ページの最終答申で言われているのが、議員間討議の充実の所の会期等の見直しによる討議時間の確保で、会期の見直しによる会期日数の増加と、それに合わせて行われた委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって効果的であったと考えられますが、今後は、先の述べた会期等のさらなる見直しと合わせて、さらに改善していくことが求められますということである。会期見直しによりさらに討議時間が確保されるということで、議員間討議の充実が求められるということが答申で出されている。この部分の通年議会の課題等としては、本会議における議員間討議について課題としてあげた。①として、本会議における議員間討議を充実させるため、議案審査結果の委員長報告に対する質疑を活発化してはどうかという問題提起である。そのためには、

委員長報告を事前に配付するとか、議案審議日程の延長、これは委員長報告を事前配付するとなると作成に日数を要するため、日程等も延長が必要になるのではないかという問題提起である。②として、本会議における議員間討議のための新たな制度、具体的には特に想定していないが、新たな制度も必要ではないかという問題提起である。

続いて、請願、陳情の提出期限が8ページにある。この中であげられていたのは、請願、陳情の提出期限については、提出機会を確保するため、年2回の開会日だけとせず、現行と同じく年4回を維持するということがある。これは、定例会を年4回から年2回にかえた時に、これまで年4回の提出機会が年2回になるのではないかという懸念があったが、年4回の提出機会を確保することを続けている。通年制となった場合も、現行と同じく年4回を維持する必要があるということを確認事項としてあげた。また、一事不再議の原則が適用される期間が長くなるが、請願、陳情は住民の要望であるので、議会はこれを審議決定する義務があることから、一事不再議の原則は適用されないとされている。これも確認事項である。

9ページは請願、陳情の審議であるが、通年議会の課題等については、先程と重なるが、年4回提出される請願、陳情にあわせて、それを審査する常任委員会も4回開催する必要があるという確認事項である。

10ページは、請願の処理経過及び結果の報告である。ここでは平成22年当時の課題・問題点として、請願の処理経過及び結果の報告について、委員会等で議論されることが少ないということがあげられている。これについての平成22年の結果報告では、その処理が適切に行われていないものについては、所管委員会での質疑等を通じて調査を行い、採択した請願の趣旨が実現するように努めるとなっている。これについては通年議会の課題等の②になるが、処理経過及び結果の報告があった場合、調査を省略せずに、原則として付託議案を審査する常任委員会において調査を行うべきではないかという問題提起をした。これは、本会議の配付資料として処理経過及び結果の報告資料は配付されているが、場合によっては委員会の中でそれ以上の詳細な審査が行われない場合があるため、これを原則として委員会で調査を行うべきではないかということである。①については、処理経過及び結果の報告については、現行どおり引き続き同じように報告を求める必要があるという確認事項である。

11ページは、質疑と質問の分離ということで、これは平成19年当時に新しく一般質問と議案質疑を分離して行うことになったことである。これについては、制度が定着していることもあることから、通年議会の課題等については、特になしとした。

12ページは議案質疑の質疑方法であるが、以前は一般質問終了後に行ってい

た議案質疑を、現在は一般質問の前に行うことにしている。ここも通年議会の課題等は特になしとした。

13 ページは質疑を行う議員である。これは、一般質問を行わない議員のみが質疑を認められていたが、現在は全ての議員に質疑を認めている。ここも通年議会の課題等は特になしとした。

14 ページは随時提出議案に関する質疑であるが、これについても課題は特になしとした。次の質疑に係る発言通告についても通年議会の課題等は特になしとした。

16 ページの質疑の方法、質疑の・答弁の場所についても通年議会の課題等は特になしとしたが、17 ページの質疑時間については、問題提起として、現在質疑時間は多くの議員の質疑時間を確保するためということで、質疑を行う議案数に関わらず15分程度として申し合せがされているが、通年議会の課題等として、現行の制度では、質疑を行う議案数は1本のが多く、複数の議案について質疑を行おうとする場合は15分程度では時間が足りないのではないかとこのことをあげた。例えば、20分程度に伸ばす必要はないのかということである。過去には、10分、15分、20分の例があり、最大1回の質疑の際に7人行ったこともある。7人の場合一人15分であると全員で1時間45分となるが、20分になると2時間以上になってしまう。時間として15分でよいのかという問題提起である。

18、19 ページは県政に対する質問の方法である。平成19年以降、代表質問、一般質問と基本を変えずに行ってきたが、議会改革諮問会議の最終答申では、本会議では執行機関に対する質問が会派や議員個人で個々にされており、21年度に実施した県職員アンケートでは、議会全体の議論となっておらず、政策議論にはつながりにくいといった意見が出されている。議会での質問内容は、個々の議員の裁量によるものではあるが、全国の自治体議会の中には、本会議の一般質問で、会派を超えて質問を練り上げ論点を明確にしている例もある。今後は、議会全体で、首長からの提案に対する調査や論点の組み立てを行っていく手法も検討していく必要があるのではないかとこの提言がされている。これについて通年議会の課題等としてあげたのが、①議員個人ではなく、議会全体として論点を明確にしながら、執行部に対する質問を行う方法を検討する必要があるか。例えば、質問項目が重複しないよう、議会運営委員会等で一般質問に関する会派間の情報交換を行い、論点を絞り込んでいくといった方法があるのではないかとこのことである。②は文書質問制度等、新たな質問制度を創出すべきではないかとこのことである。文書質問制度とは、例えば一般質問終了後の一定期間中に文書質問を受け付け、次の定例会開会日又は議案上程の1週間前までに執行部から回答を得るといった方法であるが、こういった新たな仕組み

み等が、質問方法として必要になってくるのではないかという問題提起である。

20、21 ページは出席を求める説明員の範囲である。これは、定例会年2回制とするとときに、執行部の負担が少なくなるようにということで、出席説明員の絞り込みを行ったので、これについての通年議会の課題等は特になしとした。

22 ページは議会への提出資料であるが、これは【H22 検証検討結果報告】の①にあるように、執行部提出の「議案概要」に掲載する予算について、主要内容、見込額等の概要を明記するよう執行部に申し入れを行い、その後「議案概要」の中では補正予算等の主要内容、見込額等の概要が記載されるようになった。しかし、【現行運用状況】にあるように、記載がかなり簡略であること、議案聴取会、全員協議会等の資料が会議当日に配付されていることから、通年議会の課題等に、①として「議案概要」等の資料内容の充実や、議案聴取会、全員協議会等の資料の事前配付といったものが必要になるのではないかということと、現在、知事の提案説明後、直ちに議案聴取会を開催しているが、1日置くことにより質疑等が活発化されるのではないかということで、②として、議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はないかということをおげている。

23 ページの休会日における執行部の対応についての、通年議会の課題等については、特になしとした。

24 ページの会議録の調整であるが、定例会年4回制の時は、年に4回本会議録を調製していたが、定例会年2回制となってからは、定例会の前半部分、例えば2月会議とか、9月・10月会議は、暫定版を作成して議会ホームページに掲載している。通年議会の課題として、会議録の調製、配付が年1回となり、発言内容の確認ができにくくなるため、会期規則を改正して、調製回数を増やすべきではないかとした。会議規則の改正が必要となるのは、会期中は発言の訂正をすることができるかとされており、会期が終わるまで発言の確定ができないことになっているからである。そのため、閉会しないと会議録の調製ができなくなっているが、そのあたりを改正すれば、調製回数を増やすことができるため、そのようなことが必要になるのではないのかということである。また暫定版の取り扱いについても検討する必要があるのではないのかということである。

25 ページ、第3の委員会の運営方法等である。まず一つ目にあげているのは、委員会の年間活動計画のことである。課題として、年間活動計画を有効に活用した委員会運営の方法を、再度検討すべきではないかとした。全委員会で年間活動計画を作成しているが、作成後の活用があまり活発でないのではないのかという問題提起である。

26 ページは所管事項概要説明についてである。現在役員改選後の5月の中下旬に所管事項の課題等を把握するための委員会を開催しているが、これは平成19年の見直しの時に導入されている。これについての通年議会の課題等である

が、27 ページの(2)年間活動計画の協議にある、通年議会の課題等として、先程と同じであるが、年間活動計画を有効に活用した委員会運営の方法を、再度検討すべきではないかということをおげた。

28 ページは常任委員会開催日数の増加であるが、現在の1日1部局で2日間に分けて審査を行うという方法は、平成19年の見直し後導入されたものであるが、この方法だと、常任委員会の開催に4日間必要であり、予備日を含めると6日間必要となる。これについて29ページの最終答申では、会期見直しにより会期日数の増加と委員会運営の変更については、委員間討議の充実にとって効果的であったということも認められているが、ここの(3)委員会運営等の改善というところで、委員会運営の変更は、議員間討議の充実にとって一定の効果あったものの、議員ヒアリングの結果からは、さらに改善が必要であるとの認識がされている。また、30ページの①行政部門別常任委員会のところで、地方自治法上は議員が複数の常任委員会に所属できることになっているものの、三重県議会においては委員会条例において実質一つの行政部門別常任委員会にしか所属できない定めになっているため、少人数の会派においては、特定の委員会にしか関わることができないという制約があると指摘している。こういったものを受けて、通年議会の課題等としては、①として重要議案や会派間で賛否が分かれる議案、請願等については、複数日の審査を通例として慎重に審査すべきではないかということをおげた。時間が十分にあると思われるため、そういった運用も可能かと思われる。この場合、審査日程の増加、弾力化等、委員会運営方法の再検討が必要になってくる。②は現在1日に3委員会開催している行政部門別常任委員会を、1日2委員会の開催することにより、少数会派の議員が、所属委員会以外の委員会を傍聴しやすくすべきではないかという問題提起である。その場合、通常の常任委員会だけで6日間の日程が必要になる課題が生じる。③は予備日のことであるが、予備日を十分に活用するため、予備日は議会活動を優先する旨をルール化したほうが良いのではないかという問題提起である。

31 ページは常任委員会の審査・調査の方法である。これは、委員会運営ということで、平成22年の結果報告の①であるが、参考人招致等を協議する委員会を早期に開催できるよう、議案に関する質疑を一般質問の前に行い、速やかに委員会付託を行うようにとされている。これにより、委員会付託の時期は早くなっているが、付託後、通常の常任委員会まであまり活動されていないことから、通年議会の課題等として、議案付託後、直ちに常任委員会を開催し、委員会の運営方法や、議案、請願の審査方法を協議する機会を設けることにより、参考人招致や公聴会の開催等による委員会審査の充実を図るべきではないかということをおげた。平成19年の検討結果報告においても同じようなことが言わ

れており、実際に平成 20 年の 2 月会議では 6 常任委員会全てでこのような委員会を開催した実績がある。しかし、その後制度として定着していないため、今後制度として定着させていく必要があるのではないかとということである。

32 ページは議案審査、所管事項調査の方法である。ここの通年議会の課題等は特になしである。

33 ページは委員会における議案の審査についてである。ここでは、委員会における委員間討議の充実ということが、課題にあげられている。最終答申では、そのあたりの問題提起がされており、34 ページであるが委員間討議を充実させていくためとして、正副委員長にリーダーシップを発揮できる人を選任することや、正副委員長の責任で議論の対象となる重点課題を絞り込むとともに、委員の任期を 2 から 4 年間として継続性を持たせ、ある程度、専門的な議論ができるようにするといった改善が必要ではないかという最終答申の提言がある。また、特別委員会についても、設置する目的や運営方法について、予め検討しておく必要があると考えます。特に、当該テーマに関心を持ち、委員会の設置を提案した議員が委員に就任し、できれば正副委員長を務めるなど、委員会設置後も責任を持って進めていくことが重要ですよといった問題提起がされている。これについての通年議会の課題等としては、繰り返しになるが、①として、委員間討議を活発化させるための仕組みが必要ではないか。②として常任委員会の正副委員長の人選、委員長任期の複数年化をどうするかということがあり、これについては、今年の 5 月の各派世話人会における役員選出において、今年の委員任期は従来どおり 1 年と決めたが、再度問題提起をしたものである。③として、特別委員会の効果的な運営方法をどうするかということをあげた。

35 ページは請願、陳情の審査である。現行運用状況のところであるが、参考人として招致した請願者は、平成 19 年は 11 人、平成 20 年は 14 人であった。しかしながら、平成 21 年及び平成 22 年は該当がなかったというのが現状である。これについては、最終答申の中で問題提起されており、公式の公開の会議の場で直接説明する機会を保障することは重要であり、請願者等が希望すれば、発言できる機会を保障する制度の検討が必要ではないかとされている。通年議会の課題等についても同じことであるが、請願者に、委員会での発言機会を保障する制度が必要ではないかとした。

36 ページは所管事項調査であるが、所管事項の質疑応答が終わり、執行部が退席した後に、議員間討議の時間を設定している。その委員間討議をする中で、論点の整理や意見の集約を行って、次回以降の調査等に活用するということが、平成 22 年の時の④にあげられているが、通年議会の課題等としては、調査終了後の委員間討議が活発でないため、所管事項調査の結果が次回以降に生かされてないのではないかと問題提起である。

37 ページは公聴会の開催についてである。広聴会の開催については、平成 22 年の結果報告で、様々な案件について県民等の意見を幅広く聴取するため、公述人を賛否で区分して選定することが難しい場合には、意見が偏らないようにして選定することができるよう、委員会条例を改正すべきであるということであったため、平成 22 年 6 月にそのような趣旨で委員会条例を改正した。この広聴会の開催については、38 ページに課題等があるが、公述人の募集・選定等の事務で最低 3 週間はかかり日数を要する。また、広く一般から意見を聴取すべき議案等は限られていること等から、公聴会は平成 20 年及び平成 21 年に 1 回ずつ開かれたのみであり、制度が十分に活用されているとは言いがたいということである。

39 ページの出席を求める説明員の範囲であるが、これは本会議と同様に、平成 19 年、平成 22 年の検証検討結果報告で整理されたので、通年議会の課題等は特になしとした。

40 ページは委員会の県内・県外調査である。これについては、この 5 月の各派世話人会において、県外調査についていずれも 1 泊 2 日以内か 2 泊 3 日以内で実施することができるという形で、柔軟に対応できるよう改正されたが、最終答申では、かなり厳しい指摘があり、各委員会では毎年、県内調査と県外調査が必ず行われておりますが、必ずしも委員会審議に生かされているとは言えず、ややもすると形式的ではないかと思われるものも見受けられます。また委員会として県内外調査を行った場合、委員会として有する情報は、各委員や会派が調査を行って持ち寄った場合に比べて限られたものになる。このため、委員会による県外調査は基本的に廃止し、全委員が現地で状況を共有すべき場合に限って例外的に行うべきではないかと考える。その代わり、議員や会派が政務調査により個別に調査し、委員会で持ち寄って議論した方が、多様な情報を多く共有でき、議論が活性化するのではないかと考えるということで、委員会調査から、議員あるいは会派での調査にシフトしていくべきというのが最終答申の提言である。これを受けて、通年議会の課題等としては、①として、実施回数や実施時期、実施の必要性等、委員会の県内・県外調査の在り方を再度検討すべきではないかということと、②として、政務調査費を活用した調査の在り方として、政務調査費を活用したほうが、各委員の関心に合致した、効果的・効率的な調査が可能になるのではないか。その場合、各委員の調査結果は、委員会活動にフィードバックしていただく必要があるという問題提起である。

42 ページは第 4 の本会議、委員会等の開催経費等についてである。これは、平成 19 年の時に支給対象の見直しを行い、議案精読に係る登庁については費用弁償の支給対象からはずされている。その後さらに見直しが行われており、現行運用状況にあるように、今年の 1 月からであるが、登庁に係る公務雑費が廃

止されている。そのため、費用弁償の支給対象となっている会議の日に合わせて他の会議を設定することが多くなり、1日に会議が立て込んでしまうことが多いという課題があげられている。実際に平成19年度以降の本会議等の開催経費の推移を表にまとめた。4年間の推移の計を見ると、平成19年度が1億150万円程度だったのが、平成20年度には400万円弱増加しているが、平成21年度にはそれが9670万円、平成22年度には8670万円と、それぞれ減少している。要因としては、費用弁償が平成19年には4400万円あったのが、平成22年度は2600万円に減少しているのが大きいかと思われる。このような状況であるが、一般論ではあるが通年議会の課題等として、①に日程がさらに増えること等により、開催経費が増大するのではないかというおそれがあるということ。②として、現在1日に多く会議を入れているが、十分な審査・調査が行えるよう、1日に多くの会議を入れずに、余裕のある日程をすべきではないかという問題提起である。

44 ページは第5の議会と知事との協議である。協議をルール化すべきではないかということがあったのだが、現在もルール化されていないため、今後もその必要性が課題になると考えている。

45 ページは第6の事務局体制の態勢充実である。中々正規職員の定数が増える状況にないが、平成18年度から平成22年度までの職員1人あたり時間外勤務がどうなったということ参考までにグラフにまとめた。平成18年度が67時間、平成19年度が215時間、平成20年度が303時間となり、この年は職員全体の193時間に対して100時間多いという状況である。これが平成21年度には議会事務局が224時間、職員全体が217時間とほぼ同じになり、平成22年度は議会事務局が161時間、職員全体が202時間と逆転している。一時的に増加したが、現在は落ち着いているという状況である。ただ課題等としては、日程がさらに増えること等により、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増大するのではないかということを一一般論ではあるがあげた。

46 ページは第7の会期等の見直しに関する県民への広報等であるが、議会ホームページの充実などにより、わかりやすい広報に努めていることから、通年議会の課題等は特になしとした。

最後になるが、47ページの第8、議会改革諮問会議最終答申の提言事項ということで、過去2回の検討項目になかったもので大きなものを3つあげている。

一つが議会・会派・議員の活動の在り方ということで、通年議会の課題等としては、バランスのとれた議会・会派・議員活動をどのように実現するかということをおあげた。

48 ページは政策広聴、市町議会との交流・連携である。最終答申ではこの二つをかなり重点的に提言がされており、通年議会の課題等としては、①として議

会報告会、出前県議会、意見交換会等をどのように実施し、議会活動の年間スケジュールにどのように組み込むか。②として市町議会との交流・連携をどのようにすすめる、議会活動の年間スケジュールにどのように組み込むかということをお聞きした。これは、広聴広報会議でも議論されるかと思うが、ここでもお聞きしている。

最後の49ページは通任期制につながる議会活動である。最終答申では通任期制まで提言がされているが、課題等としては、4年間の政策サイクルである通任期制についてどのようにしていくかということをお聞きした。

非常に大量の内容ではあるが、よろしくご審議いただきたい。

説明は以上である。

委員： 現行のものも検証しながらということなので、これまで議論してきたこと全て項目としてお聞きした資料となっているため、大変な資料となっているが、ただいまの資料について何か質問等はあるか。

無いようであれば、内容については今後検討となるので、今後、質問なり意見を出してもらってもよい。

今日は次回からの進め方についてご協議願いたい。

今回は通年議会の課題等を問題提起という形で抽出したが、この記載してある課題についてはたたき台であるので、これについて今後検討を重ねる必要がある。そこで、次回の会議では、通年議会の課題等について、これは24箇所あるが、この内容がこれでよいのか、追加すべき項目はないか、解決のために何をすべきか、重点的に検討すべき項目はどれかといったことを、個別の項目について順次、具体的な検討を行いたいと考えている。今示した課題等について、各個別に各委員が意見や質問があるかと思うので、それについて前もって聞いておいて、それを整理させてもらったうえで協議に入っていきたいと考えているがいかがか。

委員： 11月16日にある会派の議員総会の中で、会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議の中間報告をさせてもらう。そこで各会派の議員からいろいろな意見をもらうと思うが、個々に意見を出すと同時に、会派の意見としてこれとこれがあったということをお聞きしたい。私がまとめて出してもよいか。

委員： それぞれの会派のやり方があると思うが、このプロジェクト会議の進め方としては、まずこのプロジェクト会議でまとめて、そのまとめたものについて会派から意見をもらうということをお聞きしたい。今回意見をもらうのはたたき台についてと考えている。

委員： 会派の中でも意見があることなので、勉強してそれをまとめてくるというふうに言われたと思うので、今、座長が言われるように委員の意見をまとめて、それからというのも手段であるが、そこまでするのであれば、会派でまとめて

意見を出してもらっても、またこのプロジェクト会議で議論してフィードバックを取るといことが何回でもあるはずなので、今ここで決める必要はないのではないか。

委員：わかった。

委員：会派で意見を聞くにしても、ある程度こういうものが分かってないと聞くことができない。そういったことも示して、会派の意見を聞かないと、それぞれの人は皆頭に入っていないと思う。

委員：今ここにいない会派をどうするかということが問題で、そこを配慮すれば、別にここで出てきた意見をもう一度会派に戻すという方法でなくてもよいのではないか。

委員：それぞれの委員が個々の意見を出し、それをこのプロジェクト会議でまとめてから、会派で議論してもらおうという手順を想定して言ったが、先程の提案は、その手間は省いて、会派の意見を持ってこいということか。

委員：たまたま 16 日に議員総会を行い、会派の中で中間報告をすることを求められたので、恐らくその時にいろいろと意見が出てくると思う。それをそのまま私個人の意見として書いてもいいが……。

委員：まだ中間報告とはならない。今、会派の意見を聞いて、それもまとめて書いてもいいのではないか。それをプロジェクト会議で議論して、また会派に戻してもよいのではないか。

委員：その会派で出た意見を、4人の中に織り込んでもらうのか、4人まとめて出すのかは考えてもらうということによいか。

委員：それは相談してでよい。

委員：私はまだ会派まで持っていくのは早いので、個々の委員の意見をまとめ、まとめたものを公明党とかみんなの党にも持って行って意見をもらおうと考えていたが……。

委員：それでよい。我々はたまたま議員総会をするので、このことを報告するので……。

委員：会派での意見は、4人の意見の中に織り込まれてくるというふうを考えさせてもらうということによいか。

それでは、今回は、各委員からの意見をくださいという提案をさせてもらっているので、出てきた意見は各委員の意見ということで取り扱わせてもらう。

公明党とみんなの党については、これまでの経過を説明しておくということによいか。

(「丁寧に行ったほうがよい」の声あり)

委員：丁寧に説明しておくということで、意見をもらうということまでは、まだよいということによいか。

(「まだよい」の声あり)

委員：わかった。では、色々な場で議論、検討いただいた意見を各委員からいただくということにさせてもらう。

そこで日程であるが、こちらでまとめやすいような様式を定めるので、そこへ記入し、11月22日までに事務局まで出してもらうようお願いする。

次の日程であるが、12月5日の本会議散会后か12月7日の午前10時からを考えているがいかがか。

委員：5日は一般質問の最終日。

委員：そのとおり。

委員：7日でどうか。

委員：それでは、12月7日の予算決算常任委員会の総括質疑がなければ午前10時から、何か他の会議に使われるようであればその後ということではどうか。

(「よい」の声あり)

委員：では、12月7日に行わせてもらう。意見については11月22日までをお願いする。

次に、四日市市議会事務局の件であるが、今調整できる日程が、年明けになるがどうか。

委員：ちゃんと問題が出て、議論した後でもよいのではないか。その時に必要かどうかというのはその時にまた議論すればよい。保留させてもらってはどうか。

委員：それでどうか。

では、年明けになると思う。

次回は12月7日午前10時に予定させてもらう。

協議いただく事項は以上であるが、他に何かあるか。

委員：意見を書くペーパーはいつもらえるか。あまり時間がないように思われるので。

委員：簡単なものになるが、できるだけ早く用意する。

なければ、これで終了する。